

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西目屋村は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

青森県西目屋村長

公表日

令和6年1月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種に係る事務 予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎予防接種等の定期予防接種や必要時任意予防接種にかかる予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザ、肺炎球菌の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理、新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務を行う。予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行を行う。</p> <p>2. 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導等を行う。</p> <p>3. 健康増進法に基づく健康増進事業に係る事務 市町村内に住所を有する成人個人に対し健康増進法に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談、健康教室、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種実施者の管理に関する事務 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握事務 ・予防接種の給付又は実費の徴収に関する事務 ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ・新生児の訪問指導の実施に関する事務 ・健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・母子健康手帳の交付に関する事務 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ・養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ・健康増進事業の実施に関する事務 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握事務 ・健(検)診結果のデータ管理、健(検)診結果のデータ分析に関する事務 ・費用の徴収に関する事務 <p>・「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健(検)診情報ファイル、母子保健情報ファイル、予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 予防接種に係る事務 ・番号法第9条、同法別表第1の10項、93項の2 ・番号法第19条第6号、16号</p> <p>2. 母子保険に係る事務 ・番号法第9条、同法別表第1の49項</p> <p>3. 健康増進事業に係る事務 ・番号法第9条、同法別表第1の76項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 予防接種に係る事務 番号法第19条第8号 <情報照会事務> 同法別表第2の16項の2、17,18,19,115項の2 <情報提供事務> 同法別表第2の16項の2、16項の3、115項の2</p> <p>2. 母子保険に係る事務 番号法第19条第8号 <情報照会事務> 同法別表第2の69項の2、70項 <情報提供事務> 同法別表第2の26項、56項の2、69項の2、87項</p> <p>3. 健康増進事業に係る事務 <情報照会事務> 同法別表第2の102項の2 <情報提供事務> 同法別表第2の102項の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西目屋村役場 企画財政課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西目屋村役場 住民課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 (6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長)	住民課長 三浦 勝	住民課長 小山内 猛	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月17日	II しいき権利定項目 (1. 取扱者数 いつ時点の係数か)	平成29年7月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月17日	II しいき権利定項目 (1. 取扱者数 いつ時点の係数か)	平成29年7月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月1日	I 関連情報 (1-②事務の概要) 予防接種に係る事務	—	全文を変更	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月1日	I 関連情報 (3 個人番号の利用)	—	番号法第9条、同法別表第1の93項の2を追加	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月1日	I 関連情報 (4-② 法令上の根拠)	—	番号法第19条第7号、同法別表第2の115の2項を追加	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月1日	I 関連情報 (7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求)	西目屋村役場 総務課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	西目屋村役場 企画財政課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月1日	I 関連情報 (8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ)	西目屋村役場 総務課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3041	西目屋村役場 住民課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月15日	I 関連情報 (1-②事務の概要) 予防接種に係る事務	—	全文を変更	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月15日	I 関連情報 (1-③システムの名称)	—	宛名管理システム、団体内統合管理システム、中間サーバー、フクシマ接種記録システム (VRS)を追加	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月15日	I 関連情報 (3 個人番号の利用)	—	番号法第19条第6号、16号を追加	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月15日	II しいき権利定項目 (1. 対象人数 いつ時点の係数か)	令和1年6月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月15日	II しいき権利定項目 (2. 取扱者数 いつ時点の係数か)	令和1年6月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 関連情報 (6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	住民課長 小山内 猛	住民課長 三上 誠幸	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月1日	I 関連情報 (6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	住民課長 三上 誠幸	住民課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年8月31日	I 関連情報 (4. ②法令上の根拠)	—	1. 予防接種に係る事務 番号法第19条第9号 <情報照会事務> 同法別表第2の18項の2、17.18.19.115項の2 <情報提供事務> 同法別表第2の18項の2、18項の3、115項の2 2. 母子保健に係る事務 番号法第19条第8号 <情報照会事務> 同法別表第2の69項の2、70項 <情報提供事務> 同法別表第2の28項、56項の2、69項の2、87項 3. 健康増進事業に係る事務 <情報照会事務> 同法別表第2の102項の2	事後	番号法の改正による番号法第19条の号スレ修正等
令和5年8月31日	I 関連情報 (3. 法令上の根拠)	—	1. 予防接種に係る事務 番号法第9条、同法別表第1の10項、93項の2 番号法第19条第6号、16号 2. 母子保健に係る事務 番号法第9条、同法別表第1の49項 3. 健康増進事業に係る事務 番号法第9条、同法別表第1の76項	事後	番号法の改正による番号法第20条の号スレ修正等
令和6年1月10日	I-1 ②事務の概要	—	「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの処理、審査等を追記	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更
令和6年1月10日	I-1 ③システムの名称	—	サービス検索・電子申請機能、申請管理システムを追記	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更
令和6年1月10日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和6年1月5日 時点	事後	
令和6年1月10日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和6年1月5日 時点	事後	